

## 巻 頭 言

# 精神科に今問われること

渡辺義文 日本精神神経学会理事  
Yoshifumi Watanabe

精神科専門医制度も過渡的措置による認定がほぼ終了し、平成22年1月からは新規の認定試験が開始され、専門医制度は精神科の中で定着したものとなってきている。専門医制度の確立により、精神科医自身のアイデンティティがはっきりと自覚されるようになり、そのことは精神神経学会員数の増加、6千人にもおよぶ参加数をみる学会学術総会の盛況に表れている。

専門医制度は社会に対する情報提供と医療の質の保障を目的とすると同時に、精神科医に対して専門性の獲得・維持、資質の向上への自己研鑽を求めている。専門医認定試験「受験者の手引き」の前文ではそれに加えて「精神医療の改善」として、「開かれた精神医療を進める」「精神障害の診断・治療・社会復帰・予防・健康保持に関して、独立して、またチームとの協力によって役割を遂行する」ということが強調されている。国民の精神的健康問題が重要視され、精神医療の必要性の社会的認知度が高まっている現代の日本において、精神科医療は本当に社会のニーズに応えられる「開かれた医療」へと改善されているのだろうか？

「開かれた精神医療」には3つの側面、すなわち①地域(生活の場)、②他の専門職種、③社会のニーズに対して「開かれている」という側面が考えられる。因みに、精神神経学会は精神医療・保健の向上を目指し、その総合的・包括的政策の策定を推進するために「精神疾患の医療と保健の推進に関する基本法(仮称)」の策定を進めている。その基本理念の中で特に注目したいのは(1)地域(生活の場)医療の充実と、それに付随する多職種チームのアウトリーチによる全人的医療、(2)患者のみならず家族への支援である。(1)は①地域(生活の場)、②他の専門職種に対して「開かれた医療」を提言しているが、(2)は③社会のニーズに対する「開かれた医療」として「家族への支援」という新たな視点を提示している意味で注目すべきである。さらに、社会のニーズに応える「開かれた医療」に関して、虐待、いじめなど養育・教育の問題にも踏み込んでいる。

今、社会が精神科に求めているものは何であろうか。近年、児童虐待防止法、発達障害者支援法、自殺総合対策大綱などが続々と制定され、精神的健康問題への取り組みの必要性に対する認識が高まっている。しかし、前2者の法律では精神科医の果たすべき役割については全く触れられていない。このことは、被虐待児や発達障害者に対する精神科の取り組みが遅れていることを反映しているのかもしれない。他に取り組みが遅れているものとしては、ひきこもりの問題があげられる。さらに、がん対策基本法では緩和医療の中で精神科の役割が大きく位置づけられているが、精神科的介入はがん患者のみならず、多くの難病患者や腎透析患者、身体障害者など自殺の危険性を孕む人々にも必要とされていることを見逃してはならない。精神科はこのような幅広いニーズに応えてきたのだろうか。

さらに言えば、上述したような疾患、患者の治療という側面以外にも、親・家族の精神的問題を正面からとらえて、必要とされる精神科的介入・支援を精神科本来の課題として取り組んできたのだろうか。児童虐待を行う親、ひきこもりの親、自死遺族や認知症・難病患者を介護する家族など、数えあげればきりが無いほど多くの人々が精神科的介入・支援を待ち望んでいる。もうひとつ付け加えるならば、患者・家族のみならず、それらの人々に私たちと共に働きかけるべき多職種の専門職(心理士、看護師、養護教諭、福祉・養護施設指導員など)を対象とする教育的働きかけも精神科医の重要な課題としてあげておきたい。今こそ、私たち精神科医は視野を広げ、社会の心の声に耳を傾け、その求めを感受するセンスを養い、その求めに応えられる専門的資質を高めていくことが必要と思われる。

日本精神神経学会の大きな役割の1つは会員の教育・研修である。新たな「開かれた精神医療」を実現していく第一歩として、卒後教育委員会では精神科研修の三本柱として精神療法、児童精神医療、精神鑑定を取り上げ、研修体制の充実と均てん化を目指した取り組みを始めていることを付け加えておきたい。